

会 員 各 位

一般社団法人栃木県トラック協会
会 長 石 塚 安 民
(公印省略)

交通死亡事故多発警報発令の期間延長について

県内においては、1月9日(木)から1月15日(水)までの7日間、交通死亡事故多発警報を発令中ですが、発令期間中の1月11日(土)に、さらに1件1人の交通死亡事故が発生する異常多発事態が継続しております。

よって、交通死亡事故多発警報発令要綱第5に基づき、下記のとおり交通死亡事故多発警報発令の期間を延長しますので通知いたします。

栃ト協会員の皆様におかれましては、交通事故防止対策の積極的な推進に努められるようお願い申し上げます。

記

1. 発令年月日 令和7年1月15日(水)
2. 発令期間 令和7年1月16日(木)から
令和7年1月17日(金)までの2日間
※警報発令期間を令和7年1月9日から1月17日(金)までの
9日間とします。
3. 推進事項 交通死亡事故多発警報発令要項別表
「警報発令に伴う推進事項」のとおり
4. 交通死亡事故事例 別添のとおり

交通死亡事故多発警報の対象となった死亡事故

件数・人数	発生日時	場 所	当 事 者	事 故 概 要	略 図
1 件 1 人	1 / 6 8 : 30 (月) 曇 (昼)	さくら市 喜連川 主地道 (さくら署)	○ 普乗 24歳：女 さくら市 ○ 歩行者 86歳：男 (死亡) さくら市	中央線のない直線道路において、軽四乗が対向してきた歩行者と衝突したものの。	
2 件 2 人	1 / 3 17 : 25 (金) 1/8計上 曇 (夜)	真岡市 京泉 県道 (真岡署)	○ 普乗 67歳：女 (死亡) 茂木町	左カーブにおいて、軽四乗が進路右側に路外逸脱したものの。	
3 件 3 人	1 / 8 6 : 05 (水) 晴 (昼)	栃木市 泉町 主地道 (栃木署)	○ 普乗 41歳：男 栃木市 ○ 歩行者 83歳：男性 (死亡) 栃木市	十字路交差点において、道路を横断した歩行者と普乗が衝突したものの。	
4 件 4 人	1 / 8 16 : 38 (水) 晴 (昼)	佐野市 庚申塚町 市道 (佐野署)	○ 普乗 70歳：女 佐野市 ・普乗(同乗者/助) 97歳：男 (死亡) 佐野市	中央線のない直線道路において普乗が進路左側に路外逸脱したものの。	
5 件 5 人	1 / 11 17 : 16 (土) 晴 (夜)	高根沢町 大字平田 県道 (さくら署)	○ 普乗 45歳：女 さくら市 ○ 歩行者 89歳：男 (死亡) 高根沢町	十字路交差点において、直進中の普乗が歩行者に衝突したものの。	

緊急広報

交通死亡事故多発！ 警報発令

1月3日から1月11日までの9日間に
5件（5人死亡）の交通事故が発生！

発生月時	場所	形態
① 1月 3日(金) 17時 25分	真岡市京泉 県道	車両単独 軽四乗用×柱
② 1月 6日(月) 8時 30分	さくら市喜連川 主要地方道	衝突 軽四乗用×歩行者
③ 1月 8日(水) 6時 05分	栃木市泉町 主要地方道	横断中 普通乗用×歩行者
④ 1月 8日(水) 16時 38分	佐野市庚申塚町 市道	車両単独 普通乗用×無蓋側溝
⑤ 1月 11日(土) 17時 16分	高根沢町大字平田 県道	横断中 普通乗用×歩行者

栃木県・栃木県交通安全対策協議会

交通死亡事故多発警報発令要綱

1 目的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間集中的に多発し、県民の日常生活に著しく不安を生じさせるおそれがある場合において、交通死亡事故多発警報を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町及び関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

2 名称

警報の名称は、「交通死亡事故多発警報」とする。

3 発令者

警報等は、栃木県交通安全対策協議会長（以下「会長」という。）が発令する。

4 警報の発令

(1) 警報の発令

会長は、警報を発令する場合には、警報の発令基準に定めるところによるほか、交通事故死者数、交通事故形態、その他諸般の状況を考慮するとともに、警察本部長の意見を聞いて決定するものとする。

(2) 警報の発令基準

県内の7日間の交通死亡事故件数 4件以上

(3) 発令の方法

警報の発令は、市町長及び関係機関・団体に口頭で行うとともに、文書で通知する。

5 発令の期間

警報の発令期間は、発令の日から7日間とする。

ただし、多発傾向が継続している場合には、更に期間を延長することができる。

6 警報の発令予告

(1) 会長は、警報を発令すべき事態が予測される場合には、市町長及び関係機関・団体に対し、予告通知をすることができる。

(2) 予告通知を受けた市町長及び関係機関・団体では、警報発令に備えて速やかに事故防止対策の準備を行うものとする。また、市町長は、事故防止対策を効果的に推進するため、交通死亡事故の発生状況を勘案して警察署長と協議するものとする。

7 警報発令に伴う推進事項

警報が発令されたときは、県、警察、市町及び関係機関・団体は別表の推進事項の積極的推進に努めるものとする。

8 その他

発令基準を満たした場合でも、特別の事情があるときには、警察本部長と協議して、発令期間の短縮又は警報を発令しないことができる。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 22 年 3 月 29 日から実施する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 5 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表

警報発令に伴う推進事項

推進事項	推進内容	実施機関・団体
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断幕、懸垂幕、立看板等を速やかに掲出する。 ○ 新聞、ラジオ、テレビ、緊急チラシ等を通じ警報発令の周知を図るとともに地域における交通事故防止気運を高める。 ○ 広報車、有線放送等により交通安全広報の徹底を図る。 ○ 下部組織に対する警報発令の周知とPRの促進を図る。 	全機関・団体
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者及び自転車利用者に対し、正しい歩行、反射材用品の活用、交通ルールの遵守等について街頭指導を行う。 ○ 自動車運転者・同乗者に対するシートベルト着用、二輪車運転者に対するヘルメット着用、安全運転の励行等と呼びかけるなど街頭指導を徹底する。 ○ 速度の出し過ぎ、飲酒運転の防止、交差点での安全確認等について街頭指導を徹底する。 	全機関・団体
	○ 交通死亡事故の発生した交差点、カーブ等の現地共同診断を行い、交通安全施設等の点検整備を実施する。	道路管理者 警察 交通安全協会
	○ 速度の出し過ぎ、飲酒運転、信号無視・一時不停止等の交差点違反など死亡事故に直結する悪質・危険な違反及びシートベルト非着用者に対する取締りを強化する。	警察
交通安全活動と自己啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、点呼等を活用し、警報発令を周知徹底し安全運転の励行と呼びかける。 ○ シートベルト及びヘルメットの着用の徹底を図る。 ○ 各種会議、会合、講習会、Fネット等を活用し、警報発令を周知徹底し交通安全の気運を高めるとともに、意欲的な交通事故防止活動の実践を促進する。 	全機関・団体
	○ 朝礼等を活用し、警報発令の周知徹底を図るとともに、正しい歩行、自転車の安全な乗り方、二輪車の安全運転等について指導する。	学校
	○ 自治会、老人クラブ等地域の関係団体に呼びかけ、交通安全思想の末端浸透を図る。	市町警察
	○ 「自分の命は自分で守る」思想の普及浸透に努めるとともに、交通ルールの遵守及び反射材用品の積極的な活用を実践するなど、地域における交通事故防止気運の醸成を図る。	自治会 交通安全協会 老人クラブ 交通安全母の会